

公 告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第１項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和８年８月１４日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

１ 大規模小売店舗の名称及び所在地

金成ショッピングセンター

宮城県栗原市小迫荒崎２２番 外

２ 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

イオンタウン株式会社 代表取締役 加藤 久誠

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目５番地１

ＤＣＭ株式会社 代表取締役 神谷 浩邦

東京都品川区南大井六丁目２２番７号

３ 変更した事項

（１）大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
別紙のとおり	別紙のとおり

（２）大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
別紙のとおり	別紙のとおり

４ 変更の年月日

別紙のとおり

５ 届出年月日

令和８年８月３日

６ 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター、栗原地方県政情報コーナー及び栗原市役所

７ 縦覧期間

令和８年８月１４日から令和８年１２月１４日まで（ただし、閉庁日を除く。）

８ 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目８番１号

宮城県経済商工観光部商工金融課

９ 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」

（平成１９年２月１日経済産業省告示第１６号）及び意見書様式を参考のこと。

○別紙

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

設置者		住所	備考
氏名 (名称)	代表者 (法人の場合)		
イオンタウン株式会社	代表取締役 加藤 久誠	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	
D C M株式会社	代表取締役 石黒 靖規	東京都品川区南大井六丁目2 2 番 7 号	

(変更後)

設置者		住所	備考 (変更年月日・理由)
氏名 (名称)	代表者 (法人の場合)		
イオンタウン株式会社	代表取締役 加藤 久誠	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	
D C M株式会社	代表取締役 神谷 浩邦	東京都品川区南大井六丁目2 2 番 7 号	代表者変更(令和8年3月1日)

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

小売業者		住所	備考
氏名 (名称)	代表者 (法人の場合)		
イオンビッグ株式会社	代表取締役 小林 健太郎	愛知県名古屋市中村区名駅5丁目2 5 番 8 号	
D C M株式会社	代表取締役 石黒 靖規	東京都品川区南大井六丁目2 2 番 7 号	
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番1 4 号	
畑山 隆博	-	宮城県遠田郡涌谷町六軒町裏1 9 9 - 1	

(変更後)

小売業者		住所	備考 (変更年月日・理由)
氏名 (名称)	代表者 (法人の場合)		
イオンビッグ株式会社	代表取締役 三浦 弘	愛知県名古屋市中村区名駅5丁目2 5 番 8 号	代表者変更(令和7年3月1日)
D C M株式会社	代表取締役 神谷 浩邦	東京都品川区南大井六丁目2 2 番 7 号	代表者変更(令和8年3月1日)
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番1 4 号	
畑山 隆博	-	宮城県遠田郡涌谷町六軒町裏1 9 9 - 1	